農林水産省の環境配慮の取組

１．環境管理システムＩＳＯ１４００１

農林水産省では、農林水産分野の施策における環境配慮と同時に、農林水産省自身も一事業者として、省エネルギーやリサイクル等を通じて率先して環境配慮に取り組むことが必要であると考えています。そこで、平成18年３月に農林水産省本省庁舎（合同庁舎１号館）を対象として環境管理システムの国際規格であるISO14001の認証を取得しました。

農林水産省の環境管理システムでは、紙、ごみ、電気等の「環境に直接影響を及ぼす事務事業に関する事項」を対象とするほか、環境に間接的に影響を及ぼす業務として、「農林水産施策の企画・立案に関する事項」についても管理の対象として、「農林水産環境政策の基本方針」を踏まえた施策の進捗状況などについても、この仕組みの中で点検していくこととしています。

○　環境管理システムの認証取得の意義

① 持続可能な循環型社会の構築に向けて、一事業者として､省エネルギーやリサイクル等を通じて、率先して環境負荷の低減等の責務を果たします。
② 職員の環境保全に関する意識の向上により、環境保全を重視した施策を一層推進します。
③ 農林水産施策について国民の理解と協力を得るとともに、省エネルギーや省資源の取組についても社会全体への普及を牽引します。

○　農林水産省本省における環境管理システムの体系

農林水産省の環境管理システムでは、最高責任者（農林水産大臣）が定めた「農林水産省の環境方針（平成17年12月６日決定)」（参考１）において、環境管理システムの運用を通じて取り組む環境配慮及び環境保全に関する行動の基本的方向を示しています。

さらに、環境に影響を与える農林水産省のすべての事業活動の要素（環境側面）とともに（参考２)、環境側面に適用される法令等に基づき遵守すべき事項を調査しています（参考３)。

これらを踏まえ、「環境目的」、「環境目標」及び「実施計画」を定め（参考４、５)、定期的に環境管理システムが適切に実施・維持されているか監視・測定し、環境管理システムの見直しを行っています。

○　環境管理システムの適用対象範囲

農林水産省環境管理システムの適用対象となる区域は、農林水産省本省庁舎（合同庁舎１号館）であり、対象となる組織は　農林水産省本省及び外局の内部部局並びに農林水産技術会議事務局です。

農林水産省本省庁舎は、本館、別館、北別館の３館で構成されており、敷地面積19,989㎡、３館あわせた延べ床面積79,913㎡で、農林水産省の事務室のほか、郵便局、食堂等が含まれます。本資料に記載の目標値、実績値は、庁舎に入居する食堂等を含めた庁舎全体の数値です。

農林水産省の組織図は以下の通りです。

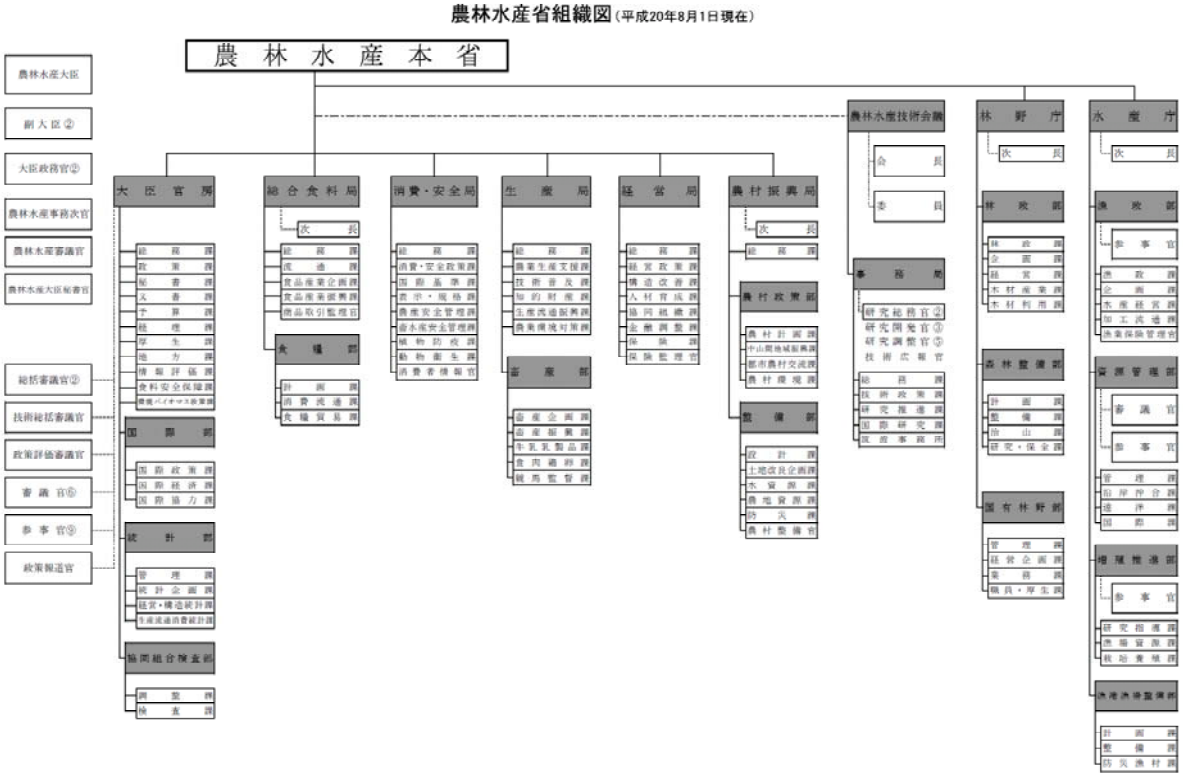

（環境管理システムでは、庁舎に入居する農林水産省以外の組織に対しても、協力組織として同システムの環境方針に沿った取組への協力を要請しています。）

２．平成１９年度の環境目標の達成状況（実績と評価）

(1)　環境に直接影響を及ぼす事務事業

農林水産省環境管理システムでは、公用車の燃料使用量などの８項目について環境目標を設定し、環境負荷の軽減に取り組んでいます。（H16基準年度、H20目標年度）

「公用車の燃料使用量」、「都市ガス使用量」、「用紙類の使用量」、「電気使用量」及び「上水使用量」については、平成20年度までの目標を既に達成し、一部は大幅な削減が進んでいます。

一方で、「廃棄物排出量」、「可燃ごみ排出量」及び「冷暖房用蒸気の使用量」は、前年度より増加しており、引続き削減への取組が必要です。

平成19年度の実績は以下のとおりです。

目標項目	単位	16年度実績（基準年度）	目標（平成20年度）		平成19年度実績	
			目標値	16年度比	実績値（前年度実績値）	16年度比
公用車燃料使用量	ﾘｯﾄﾙ	95,735	81,376	85%以下	71,369 (77,776)	75%
都市ガス使用量	m3	143,901	143,901	100% (増加させない)	124,880 (138,219)	87%
用紙類使用量	ﾄﾝ	666	533	80%以下	527 (556)	79%
廃棄物排出量	ﾄﾝ	608	316	52%以下	336 (310)	55%
可燃ごみ排出量	ﾄﾝ	538	253	47%以下	263 (239)	49%
電気使用量	千kWh	10,197	9,177	90%以下	8,778 (8,932)	86%
冷暖房用蒸気使用量	m3	7,661	6,895	90%以下	5,344 (4,445)	70%
上水使用量	m3	99,226	89,303	90%以下	83,473 (89,608)	84%

【環境に直接影響を及ぼす事務事業の取組例】

○　太陽光で発電した電気を生ゴミ処理機で利用

農林水産省の屋上には太陽光発電設備を設置しており、当該設備で発電した電気を省内の食堂から発生した生ゴミを堆肥化する機械で使用しています。

屋上を利用した太陽光発電

生ゴミ処理機

堆肥は千葉県の畜産組合で利用されています。

○　買い物はマイバッグを利用

地下売店で買い物をする際に利用するマイバッグを全職員に配布しています。

(2)　農林水産施策の企画・立案

環境に間接的に影響を及ぼす事務事業として、環境保全型農業の推進、地球温暖化防止森林吸収源対策の推進、藻場・干潟の保全・造成の推進、食品リサイクルの推進、容器包装リサイクルの推進等に関する農林水産施策の企画・立案について、環境保全や環境に配慮した目標・実施計画を設けて定期的に監視・測定を行っています。

監視・測定の結果、農林水産施策の企画・立案については、概ね適切に維持されているものの、「注意」事項が４件見られました（参考５）。

表　監視及び測定に係る達成の評価結果の概要

	不適合	注 意	適 合	合 計
17年度	０	６	８５	９１
18年度	０	１	８８	８９
19年度	０	４	８６	９０

【不適合】

目標の達成が困難であり、文書により是正処置を要求することが適当と認められる事項

【注意】

目標の達成に課題があり、不適合が発生しないよう予防措置を検討することが適当と考えられる事項

３．公用車にバイオ燃料を導入

農林水産省では、バイオ燃料の利用を自ら率先して実践することが重要であると考え、平成19年10月１日から大臣が使用する車をはじめ、農林水産省の公用車17台にバイオ燃料を導入し、平成20年４月からはマイクロバス１台（軽油）を除く全ての公用車65台にバイオ燃料を導入しました。また、平成19年10月から平成20年９月までの１年間に47,583リットルのバイオ燃料を使用しています。

４．農林水産省における温室効果ガス排出量抑制への取組

政府は、自らが率先して地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年３月30日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年３月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、取組を進めています。

農林水産省においても、自らの事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で10%以上削減することを目標として、温室効果ガスの排出抑制に取組むこととしています。

その結果、農林水産省における平成19年度の温室効果ガス総排出量は122,677トン-CO2で、平成13年度に比べ14.9%削減しました。

○　温室効果ガス排出量抑制の取組

農林水産省では温室効果ガスの排出削減を進めるため、「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画（平成19年８月14日農林水産省決定）」を策定し、日常の業務等における省CO2及び省エネルギー・省資源の取組を推進することとしています。

５．グリーン購入の推進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。また、これは消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

○　グリーン購入の取組

農林水産省では「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、物品を調達する場合には、できる限り環境への負荷の少ない製品を調達するとともに、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品やバイオマス製品、低公害車などを積極的に調達することとしています。

６．グリーン契約の推進

政府は、温室効果ガス等環境への負荷の原因となる物質の排出削減を図るため、契約の段階において環境負荷の低減に配慮する基本方針を平成19年12月７日に閣議決定し、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めています。

○　グリーン契約の取組

農林水産省では「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（グリーン契約法）に基づき、電力の供給を受ける契約（裾切り方式）、自動車の購入に係る契約（総合評価落札方式）、省エネルギー改修事業に係る契約（ESCO事業）、建築物に係る契約（環境配慮型プロポーザル方式）など可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結を行うこととしています。

7．農林水産省における木材利用拡大への取組

農林水産省では、平成14年12月に策定した「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」において、木材の利用推進を重要な柱の一つとして位置付けたこと等を踏まえ、農林水産省自らが木材利用の拡大に取り組む「農林水産省木材利用拡大行動計画」を平成15年８月に決定（平成17年７月、平成20年５月一部改正）し、

①農林水産省関係公共土木工事で設置する柵工・土留工などの施設
②農林水産省関係補助事業で設置する施設
③農林水産省や関係機関の庁舎
④農林水産省や関係機関の備品・消耗品

について、木材・木製品の導入目標を定め、木材利用の拡大に取り組んでいます。

○　平成19年度の実施状況

○　庁舎の営繕等における木造化・内装木質化の推進
・庁舎を木造で新改築　30施設

＜庁舎木造化の事例＞

写真上：岡山県津山市
岡山森林管理署
新庁舎外観
下：同庁舎玄関フロア

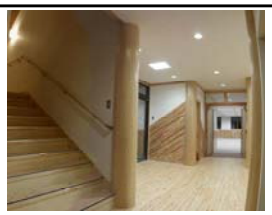

○　木製品の導入の推進
・本省課長・室長以上の事務机の木製品化　85%
（天板等一部木材使用は除く）
・木製の事務机・会議机の導入　841台
・間伐材封筒の使用　約199万枚
・間伐材フラットファイルの使用　約13万６千枚
・パンフレット等への間伐材印刷用紙の使用　約125万部
・飲料用紙製缶の使用　約１万３千本
（林野庁調べ）

＜間伐材封筒＞

＜カートカン（飲料用紙製缶）自動販売機＞

環境管理システムに関する参考資料

（参考１）農林水産省の環境方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

（参考２）環境側面調査表（オフィス活動、庁舎管理）　・・・・・・・35

（参考３）法的要求事項等調査表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

（参考４）平成１９年度環境目的及び環境目標並びに実施計画　・・・38
（直接環境に影響を及ぼす業務）

（参考５）平成１９年度農林水産施策の企画・立案　・・・・・・・・・41
監視及び測定結果報告書

（参考１）

農 林 水 産 省 の 環 境 方 針

１　基本理念

廃棄物の増大や、生物多様性の危機、地球温暖化の進展等、今や地球環境問題は、私達を取り巻く重大な問題になっています。その根源は私たちの日常生活や通常の事業活動に起因するものであり、社会を構成するすべての主体がこの解決に向けて自主的かつ積極的に取組を進めることが求められています。

農林水産業は、本来、自然環境に働きかけて、これを上手に利用し、その恵みを享受する生産活動です。しかしながら、耕作放棄地等の増加、里山林の荒廃、肥料、農薬の過剰投入や家畜排せつ物の不適切な管理等による自然環境への悪影響の発生が懸念される現状にあります。

農林水産業の持続的な発展のためには、農地・農業用水等の地域資源の保全・管理、担い手の確保とともに、農林水産業の自然循環機能の維持・増進が不可欠です。

このため、農林水産省では、これまでも、環境保全型農業の推進、健全な森林の整備・保全と木材利用の推進、藻場・干潟の造成などに取り組んできたところです。また、平成１５年１２月には、「農林水産環境政策の基本方針」を決定し、この基本方針の下、農林漁業者の主体的な努力を基本として、農林水産業の自然循環機能の維持・増進とともに、農山漁村の健全で豊かな自然環境の保全・形成に向けた施策を展開することとしています。

このような施策展開のほか、農林水産省自身も一事業者として、省エネルギーやリサイクル等を通じて、自らが率先して環境への配慮を行う必要があります。

このような基本的な考え方を踏まえ、農林水産省では、本省においてＩＳＯ１４００１に基づく環境管理システムを導入し、環境負荷低減及び環境保全の取組を着実に進めることとします。また、職員一人一人の活動を環境に配慮したものとし、その定着を図ります。

２　基本方針

（１）「農林水産環境政策の基本方針」に基づき、環境保全を重視した農林水産業に移行することを目指します。

（２）物品やサービスの購入に当たっては、農林水産省の「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境負荷の少ない製品等を積極的に選択し、グリーン調達を最大限進めます。

（３）本省庁舎における様々な日常活動に関して、「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための実行すべき措置について定める実施計画」を積極的に実行し、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減などに努めます。

（４）農林水産省と取引などがある受注業者等に対しては、発注に当たり、環境に配慮した行動をとるよう求めていきます。

（５）環境に関連する法令及び計画等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。

（６）環境管理システムを定期的に見直し、継続的な改善に努めるとともに、環境方針及びその運用成績を公表します。

平成１７年１２月６日

農林水産大臣　中 川　昭 一

（参考２）

環境側面調査表（オフィス活動）

環境側面		環境側面の原因要素	局庁	課	影響発生区分			環境影響区分												環境影響評価			著しい環境側面	法的要求事項等の適用
								自然環境				地球環境				その他								
					定時的	非定時的	緊急時	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	悪臭	地球温暖化	オゾン層破壊	資源枯渇	廃棄物の排出	人の健康被害				環境影響の発生頻度	環境影響の発生量	環境影響の重大性		
オフィス活動	1．電気の使用																			3	2	2	○	
		室内の照明	全局	全課	○							○		○										
		コピー機の使用	全局	全課	○							○		○										
		コンピューター機器の使用	全局	全課	○							○		○										
		個別空調設備の使用	全局	全課	○							○		○										
		エレベーターの使用	全局	全課	○							○		○										
		家電製品の使用	全局	全課	○							○	○	○										
	2．都市ガスの使用																			3	2	2	○	
		給湯器の使用	全局	全課	○							○		○										
		浴室（浴槽）の使用	全局	全課	○							○		○										
		ガスコンロの使用	全局	全課	○							○		○										
	3．水の使用																			3	2	2	○	
		トイレの使用	全局	全課	○									○										
		給湯室の使用	全局	全課	○				○					○										
		浴室（浴槽）の使用	全局	全課	○				○					○										
	4．紙の使用																			3	2	2	○	
		コピー機の使用	全局	全課	○									○	○									
		コンピューター機器の使用	全局	全課	○									○	○									
		外注印刷物	全局	全課	○									○	○									
		発送業務（封筒）	全局	全課	○									○										
		トイレの使用	全局	全課	○									○										
	5．物品等の購入																			3	2	2	○	
		その他の事務（指定物品の購入）	全局	全課	○										○	○								
	6．廃棄物等の排出																			3	2	2	○	○
		粗大ゴミの排出（机・椅子等）	全局	全課	○										○									
		不燃ゴミの排出（プラスチック等）	全局	全課	○										○									
		資源ゴミの排出（ビン・ペットボトル等）	全局	全課	○										○									
		可燃ゴミの排出（生ごみ・紙・雑ごみ等）	全局	全課	○										○									
	7．ガソリンの使用																			3	2	2	○	
		官用車の使用	全局	全課	○			○				○			○									
	8．外部への環境保全の働きかけ																			2	2	2	○	
		調査・研究委託の実施、報告書等の提出	全局	全課	○			○	○	○		○	○	○	○		○							

環境側面調査表（庁舎管理）

環境側面		環境側面の原因要素	局庁	課	影響発生区分			環境影響区分											環境影響評価			著しい環境側面	法的要求事項等の適用
								自然環境				地球環境					その他						
					定時的	非定時的	緊急時	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	悪臭	地球温暖化	オゾン層破壊	資源枯渇	廃棄物の排出		人の健康被害		環境影響の発生頻度	環境影響の発生量	環境影響の重大性		
庁舎管理	1．電気の使用																		3	2	2	○	
		全館空調設備の使用	大臣官房	経理課	○							○		○									
		廊下等の照明	大臣官房	経理課	○							○		○									
		エレベーターの使用（再掲）	大臣官房	経理課	○							○		○									
	2．水の使用																		2	2	2	○	
		全館空調設備の使用	大臣官房	経理課	○									○									
	3．廃フロン等の排出																		2	2	2	○	○
		官用車のメンテナンス	大臣官房	経理課		○						○	○										
		空調設備等のメンテナンス	大臣官房	経理課		○						○	○										
		非常用電源設備のメンテナンス	大臣官房	経理課		○						○	○										
	4．ＰＣＢの飛散																		2	3	2	○	○
		廃トランス等の保管	大臣官房	経理課			○		○	○													
	5．燃料の漏洩																		2	3	2	○	○
		非常用電源設備の管理	大臣官房	経理課			○		○	○													
	6．廃棄物等の排出																		2	3	2	○	○
		感染症廃棄物（使用済みの注射針、ガーゼ等）	大臣官房	厚生課	○										○		○						
		産業廃棄物（エックス線フィルム）	大臣官房	厚生課	○										○								
		公共工事における建築副産物	大臣官房	経理課	○										○								
			総合食料局	総務課	○										○								
	7．材料の消費																		2	3	2	○	○
		公共工事における建築資材の使用	大臣官房	経理課	○										○	○							
			総合食料局	総務課	○										○								

評価の基準

項目			説明	点数
環境影響の発生頻度	定常時	高	ほぼ毎日使用又は発生するもの	3
		中	「高」、「低」以外のもの	2
		低	ほとんど使用又は発生しないもの	1
	非定常時緊急時	高	非定常時又は緊急時において発生する可能性が高いもの	3
		中	「高」、「低」以外のもの	2
		低	非定常時又は緊急時において発生する可能性が低いもの	1
環境影響の発生量		多	多量のもの	3
		中	中程度のもの	2
		少	少量のもの	1
環境影響の重大性		大	重大な、又は広域的な環境への影響があるもの	3
		中	「大」、「小」以外のもの	2
		小	軽微な又は局所的な環境への影響があるもの	1

法的要求事項等調査表（集約表）

業務等	局庁	課	法令等の名称	主な要求事項	対象設備・物質等	基準	特定業務
産業廃棄物処理業務	大臣官房	厚生課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・特別管理産業廃棄物保管基準の遵守 ・特別管理産業廃棄物の収集、処理委託基準の遵守 ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 ・特別管理産業廃棄物の処理に関する事項の報告	感染性廃棄物（診療所）	マニフェスト伝票の発行	
産業廃棄物（エックス線フィルム）	大臣官房	厚生課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・産業廃棄物保管基準の遵守 ・産業廃棄物の収集、処理委託基準の遵守 ・産業廃棄物管理票による管理	エックス線フィルム（診療所）	マニフェスト伝票の発行	
ごみ処理業務	大臣官房	経理課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・産業廃棄物保管基準の遵守 ・産業廃棄物運搬、処分等委託基準の遵守 ・産業廃棄物管理票による管理 ・一般廃棄物の適正処理	廃棄物	・廃棄物に係る基準等の遵守 ・マニフェスト伝票による管理	
設備管理業務	大臣官房	経理課	騒音規制法	・特定施設の届出 ・騒音規制基準の遵守	原動機の定格出力7.5kw以上の送風機及び排風機	・特定施設の届出 ・騒音規制基準の遵守	
排水除害設備保守点検業務	大臣官房	経理課	下水道法	・特定施設の届出 ・水質の測定及び水質基準の遵守	排水除害施設	・特定施設の届出 ・水質の測定及び水質基準の遵守	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理業務	大臣官房	経理課	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の届出	ポリ塩化ビフェニル廃棄物	適正処理及び届出	
地下タンク貯蔵所及び配管点検業務	大臣官房	経理課	消防法	・危険物貯蔵所の設置等許可 ・危険物に係る貯蔵、取扱等の基準の遵守 ・危険物取扱者による危険物の適切な取扱等	重油タンク（A重油)3000Ｌ（非常用自家発電機用）	・危険物貯蔵所の設置等許可 ・危険物に係る基準等の遵守	○
エネルギー管理業務	大臣官房	経理課	エネルギーの使用の合理化に関する法律	・エネルギーの使用量等の状況報告 ・エネルギー管理員の選任・届出	エネルギー	・定期報告書の提出 ・エネルギー管理員の選任・届出	
特定家庭用機器の廃棄業務	大臣官房	経理課	特定家庭用機器再商品化法	廃棄時の適正処理	特定家庭用機器廃棄物	廃棄時の適正処理	
自動車の交換購入等業務	大臣官房	経理課	使用済自動車の再資源化等に関する法律	・使用済自動車の適正処理 ・再資源化等預託金等の預託	公用車	自動車交換購入時等の適正処理	
パソコンの売払等業務	大臣官房	経理課	資源の有効な利用の促進に関する法律	使用済機器の適正処理	パソコン	売払時等の適正処理	

（参考４）

平成１９年度　環境目的及び環境目標並びに実施計画登録表（直接環境に影響を及ぼす業務）

環境目的	環境目標	実施計画		局庁	課
０．事業・事務に伴い排出される温室効果ガス排出量を削減する。	電気・都市ガス、公用車燃料等の使用に伴い排出される温室効果ガス排出量を、平成１６年度比で、平成１９年度及び平成２０年度とも８７％以下とする。	０－①	温室効果ガス排出削減状況を把握する。	大臣官房	環境バイオマス政策課
１．公用車等で使用する燃料の量を削減する。	ガソリンの使用量を、平成１６年度比で、 ・平成１９年度までに８６％以下 ・平成２０年度までに８５％以下 とする。	１－①	公用車等の燃料使用量、走行距離等を把握する。	大臣官房 林野庁 水産庁	経理課 林政課 漁政課
		１－②	農林水産省における環境物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、低公害車を導入する。	大臣官房 林野庁	経理課 林政課
		１－③	農林水産省行政効率化推進計画に基づき、公用車の台数を見直す。	大臣官房 林野庁	経理課 林政課
		１－④	待機時のエンジン停止の励行・不要なアイドリングの中止、タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行、カーエアコンの設定温度を１度アップするなど環境に配慮したエコドライブを行う。	大臣官房 林野庁	経理課 林政課
		１－⑤	通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用に努める。	全部局	全課
		１－⑥	日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、共用自転車の使用に努める。	全部局	全課
		１－⑦	毎月第一月曜日は、警備上及び業務上支障のある場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関とする。	全部局	全課
		１－⑧	不要不急のタクシー利用を抑制する。	全部局	全課
		１－⑨	公用車、タクシーの相乗りに努める。	全部局	全課
２．庁舎におけるエネルギー使用量（電気・都市ガス等）を削減する。	①電気の使用量を、平成１６年度比で、平成１９年度及び平成２０年度とも９０％以下とする。 ②都市ガスの使用量を平成１６年度比で、平成２０年度まで増加させない。 ③冷暖房用蒸気量を平成１６年度比で、平成１９年度及び平成２０年度とも９０％以下とする。	２－①	電気、都市ガス等の使用状況を把握する。	大臣官房	経理課
		２－②	農林水産省における環境物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、省エネ型ＯＡ機器を導入する。	大臣官房 全局庁	経理課 経理担当課
		２－③	平成１５年度に実施したグリーン診断に基づき、省エネルギー型の照明器具、個別空調機等を導入する。	大臣官房 全局庁	経理課 経理担当課
		２－④	待機電力削減のため、退庁時に可能な範囲でノートパソコン等の電源プラグを抜く。もしくはＯＡタップを利用しスイッチを切る。	全部局	全課
		２－⑤	長時間の離席時など、パソコンを長時間利用しない場合には電源をＯＦＦにする（昼休みを除く）。また省エネモードに設定する。	全部局	全課
		２－⑥	昼休みにプリンター、コピー機の電源をＯＦＦにする。もしくは省エネモードに設定する。	全部局	全課
		２－⑦	プリンターが２台以上ある場合には、通常使用するプリンターの連続使用に努め、使用台数を削減する（もう一方のプリンターの電源をＯＦＦにする。）。	全部局	全課
		２－⑧	昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を行う。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。	全部局	全課
		２－⑨	トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。また、執務室においても、自然光の活用が可能な場合には、その活用を図る。	大臣官房 全部局	経理課 全課
		２－⑩	庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は２８度程度、暖房の場合は１９度程度）を行い、集中冷暖房システムの稼働中は個別空調機を使用しない。	大臣官房 全部局	経理課 個別空調機の管理担当課

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課
		２－⑪ 執務室での服装について、暑さや寒さをしのぎやすい服装を励行する。	全部局	全課
		２－⑫ 冷房中は、窓のブラインドを降ろしたり、冷気の通り道を確保するなどの工夫をし、冷房効率を高める。また、冷暖房中は、窓、出入口の開放禁止を徹底する。	全部局	全課
		２－⑬ 効率的な業務遂行に努め、水曜日及び金曜日の定時退庁、夜間残業の削減、有給休暇の計画的消化に努める。	全部局	全課
		２－⑭ 直近階への移動には階段の利用に努め、エレベーターの利用を控える。	全部局	全課
		２－⑮ 電気ポット、コーヒーメーカー等の比較的電力消費量が大きい電気製品の使用を中止する。また、冷蔵庫の効率的使用を図る。	全部局	全課
		２－⑯ 庁舎内の自動販売機の設置状況を精査し、エネルギー消費の少ない機種への更新を促す。	大臣官房	厚生課 経理課
		２－⑰ 太陽光発電設備を導入する。	大臣官房	経理課
		２－⑱ 屋上緑化を導入する。	大臣官房	経理課
３．用紙類の使用量を増加させない。	用紙類の使用量を、平成１６年度比で、 ・平成１９年度までに８５％以下 ・平成２０年度までに８０％以下 とする。	３－① コピー用紙、事務用封筒等の年間使用量について、各部局単位など適切な単位で把握する。	全部局	用紙類の使用量を把握できる課
		３－② 資料の簡素化を図る。また、印刷部数についても必要最小限の量となるよう努める。	全部局	全課
		３－③ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。	全部局	全課
		３－④ 使用済み用紙の裏紙使用等を行う（個人情報など裏面使用が好ましくない書類を除く。）。また、このため複合機及びプリンターに裏紙専用トレーを設置する等により、再使用に努める。	全部局	全課
		３－⑤ 使用済み封筒の再使用を行う。	全部局	全課
		３－⑥ 文書・資料の電磁的方法による保存を進めるとともに、電子メール、電子掲示板等の電磁的方法を活用した情報提供等を行う。	全部局	全課
４．上水使用量を削減する。	上水の使用量を、平成１６年度比で、 ・平成１９年度までに９２％以下 ・平成２０年度までに９０％以下	４－① 上水の使用状況を把握する。	大臣官房	経理課
		４－② 節水機器等を導入する。	大臣官房	経理課
		４－③ 水漏れ点検を実施する。	大臣官房	経理課
		４－④ 給湯室等の利用の際、蛇口・水栓をこまめに閉める。	全部局	全課
		４－⑤ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等により節水に努める。	大臣官房 林野庁	経理課 林政課
５．廃棄物の量を削減する。	①廃棄物総量を、平成１６年度比で、 ・平成１９年度までに５３％以下 ・平成２０年度までに５２％以下 とする。 ②可燃ごみの量を、平成１６年度比で、 ・平成１９年度までに４９％以下 ・平成２０年度までに４７％以下 とする。	５－① 廃棄物の総排出量、うち可燃ごみの量を把握する。	大臣官房	経理課
		５－② 事務用品等について、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の３Ｒに努める。	全部局	全課
		５－③ 使用済みのフラットファイル、ドッチファイル、封筒等は、表紙を貼るなどして再使用を行う。	全部局	全課
		５－④ 詰め替え可能な文具、洗剤等を使用することにより、使い捨て製品の使用や購入の抑制に努める。	全部局	全課
		５－⑤ マイバッグ等を活用し、レジ袋を辞退する。また、過剰包装品の購入の抑制に努める。	大臣官房 全部局	厚生課 環境バイオマス政策課 全課
		５－⑥ 「本省庁舎ごみの分別表」に基づき、ごみの分別を徹底する。	大臣官房 全部局	経理課 全課

環境目的	環境目標	実施計画		局庁	課
		５－⑦	個人用のごみ箱の削減等に努め、事務室段階でのゴミの削減、分別・所定の場所への廃棄等を徹底する。	全部局	全課
		５－⑧	シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。	全部局	全課
		５－⑨	コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジは、機器メーカー等のリサイクル回収に出す。	大臣官房 全部局	経理課 全課
		５－⑩	物品の在庫管理を徹底する。	全部局	全課
		５－⑪	弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入に努めるとともに、適正な回収ルートを通じた再使用に協力する。	大臣官房 全部局	厚生課 全課
		５－⑫	庁舎内食堂から排出される食品残渣等について、再生利用に努める。	大臣官房	厚生課 経理課
		５－⑬	廃棄する生ごみ、ＯＡ機器、家電製品等について、分別や適正処理を実施する。また、廃棄物処理業者等に対し発注者として同様の対応を促す。	大臣官房	経理課
		５－⑭	庁舎内の自動販売機の設置状況を精査し、マイカップが使用できる自動販売機を設置することにより、容器包装廃棄物の排出抑制に資する取組を促す。	大臣官房	厚生課 経理課
６．財やサービスの購入に当たっては、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達を適切に実施するとともに、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達に努める。	①「農林水産省の環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、各品目毎の総調達量に占める適合品目の割合を100%にする。（毎年） ②「農林水産省木材利用拡大行動計画」に基づき、木材の利用拡大に取り組む。 ③バイオマス製品の利用拡大に取り組む。	６－①	環境物品等の調達状況を把握する。	大臣官房	環境バイオマス政策課
		６－②	「農林水産省の環境物品等の調達の推進を図るための方針」の判断の基準を満たす物品等を調達方針に基づき調達する。（「設備」「公共工事」を除く各物品及び役務提供等）	大臣官房 全局庁	経理課 経理担当課
		６－③	間伐材等の木材を使用した封筒、フラットファイル等の購入・利用を進める。	大臣官房 全局庁	経理課 経理担当課
		６－④	間伐材等の木材を使用した事務机・会議机や名札（机上用、衣服取付型、首下型）、ペンスタンド、鉛筆等を優先的に選択する。また、バイオマスプラスチックを使用したクリアホルダーのファイル等を優先的に選択する。	大臣官房 全局庁	経理課 経理担当課
		６－⑤	庁舎の建築等に当たっては、木造化、内装の木質化を積極的に行う。	大臣官房 全局庁	経理課 庁舎の建築等担当課
		６－⑥	庁舎内の食堂において使用する割り箸について、間伐材等の木材を使用した製品の利用を呼びかける。また、バイオマスプラスチックを使用した食器の利用を呼びかける。	大臣官房	厚生課 環境バイオマス政策課
		６－⑦	間伐材等の木材を使った名刺、カートカン等の購入・利用に努め、木材の利用拡大に協力する。	全部局	全課
	庁舎及び宿舎の改修等に当たっては、環境に配慮した建築資材の使用を推進する。	６－⑧	設計時に仕様書等で環境に配慮した建築資材の使用を指定する。	大臣官房 全局庁	経理課 庁舎・宿舎の改修等担当課
７．業務受託業者等に対して環境保全活動の実施を働きかける。	物品の納入業者、工事請負業者、調査・研究等受託業務の受託者等に対し、環境保全活動の実施を働きかける。	７－①	契約担当者は、発注予定業者等に対して、環境保全の働きかけを行い、協力依頼文を掲示する。	大臣官房 全局庁	経理課 経理担当課
		７－②	調査・研究等委託事業の受託者が提出する事業成果物については、原則としてその媒体は電磁的記録媒体とすることを委託事業実施要領に明記するように徹底する。	大臣官房 全局庁	経理課 経理担当課

平成１９年度　農林水産施策の企画・立案
監視及び測定結果報告書（環境目的及び環境目標並びに実施計画）

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
【健全な水循環】 ○　国土の約８割を占める森林や農地は、雨水を蓄え、浄化し、河川への急速な流入を抑制している。周辺沿岸の藻場・干潟では海藻や貝類等の生息生物が水を浄化している。このような森林、農地・農業用水、藻場・干潟の機能を維持・向上していく。 ○　他方、肥料、農薬や家畜排せつ物、養殖業の飼料等は、水環境への負荷の原因となり得るものである。これらが原因となる環境負荷の低減を推進する。	【健全な森林の育成】 ①　水源かん養、山地災害の防止をはじめとする多面的機能を発揮する森林の整備や保全を推進する。 ②　特に、水土保全林については、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給を確保する観点から、高齢級の森林への移行、広葉樹の導入等により複層林の造成を推進するなど、整備や保全を着実に推進する。	○森林整備保全事業計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、森林整備事業を推進する。 【施策の内容】 「水土保全林」を対象に、水源かん養機能、山地災害防止機能の維持増進に資する植栽、間伐、育成複層林への移行等を推進するとともに、これに必要な路網を整備。	林野庁	計画課 整備課 業務課	目標・計画とも適合	適合
		○森林整備保全事業計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、水源地域等保安林整備事業（治山事業）を推進する。 【施策の内容】 ダム上流等の水資源確保上重要な水源地域の森林について、広葉樹の導入等による複層林及び針広混交林と渓流域の環境に配慮した地表水の地下への浸透を促進する施設とを一体的に整備し、安全で安心な水の量と質の双方を確保・保全。	林野庁	治山課	目標・計画とも適合	適合
	【豊かな海と森を育む連携】 豊かな海を育む森林の整備とともに漁場環境の改善を図るため、上流水源地域の森林所有者と下流沿岸地域の漁業者の連携・協力、森林の整備や保全、木材を利用した沿岸漁場の整備等を推進する。	○上流水源域と下流沿岸域における施策連携により、豊かな海と森林を育む総合対策を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・治山事業、森林整備事業（森林整備保全事業計画及び京都議定書目標達成計画） ・漁場保全関連特定森林整備事業 ・水産基盤整備事業のうち水産物供給基盤整備事業、漁村総合整備事業、水産基盤整備調査費補助 【施策の内容】 森林・林業関係者と漁業関係者等の参画の下、豊かな海を育む森林の整備・保全と漁場環境改善に係る施策を一体的に実施することにより、川上から川下に至る自然生態系等を保全するとともに、地域で生産される間伐材等の木材資源の魚礁や漁場整備等への活用を積極的に推進。 なお、新たに創設した漁村再生交付金の地域提案型整備の中で魚つき保安林等の整備に充てることも可能となり、一層の連携を推進。	林野庁 水産庁	計画課 整備課 治山課 計画課	目標・計画とも適合	適合
	【農地の維持・保全と安定的な用水供給機能等の確保】 農業生産と田園自然環境の基盤となっている農業用水の健全な循環を維持・増進するため、 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保に向けた取組を推進する。 また、農業の持続的発展を通じて水源かん養をはじめとする多面的機能の発揮を図るため、 良好な営農条件を備えた農地の確保に向けた取組を推進する。 （各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用用排水路機能を確保（目標値は前年度の整備実績により変動する。）） （優良農地の減少傾向に歯止めをかける。）	○土地改良長期計画に基づき、基幹農業用用排水施設整備事業を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・国営かんがい排水事業（土地改良長期計画） ・補助かんがい排水事業（土地改良長期計画）　等 【施策の内容】 我が国の食料の安定的な供給を支える農業用用排水施設の機能を確保する観点から、今後とも、施設の長寿命化を図りつつ、計画的・機動的な更新整備に取り組むとともに、それらを担う管理体制の整備を行う。	農村振興局	水利整備課 総務課 農地整備課 防災課 土地改良企画課 資源課	目標・計画とも適合	適合
		○土地改良長期計画に基づき、中山間総合整備事業を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ・中山間地域等直接支払交付金 ・中山間地域総合整備事業（土地改良長期計画）等 【施策の内容】 地域の自主性と創意工夫により、農山漁村の活性化を図る計画を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」などにより、地域における里地や棚田等の保全を図るための取り組みを推進する。 また、中山間地域等直接支払交付金を引き続き実施し、中山間地域等の多面的機能の維持・増進を一層図る。	農村振興局 大臣官房	地域整備課 資源課 企画評価課	目標・計画とも適合	適合
		○土地改良長期計画に基づき、特定中山間保全整備事業を推進する。 【実施する施策】 ・特定中山間保全整備事業 【施策の内容】 森林及び農用地の一体的整備により、農林業の振興と水源かん養等公益的機能の維持増進を図る。	農村振興局	農地整備課	目標・計画とも適合	適合
		○地域の実情を踏まえた多様な遊休農地活用を促進する。 【実施する施策】 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 【施策の内容】 地域の自主性と創意工夫により、農山漁村の活性化を図る計画を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、地域の実情を踏まえた多様な遊休農地活用を促進する。	農村振興局 大臣官房	地域計画官 企画評価課	目標・計画とも適合	適合
	【農山漁村地域の水質改善】 農山漁村地域における混住化の進展等による水質の悪化に対処し、引き続き農業集落や漁業集落における排水施設の整備等を推進し、農山漁村地域の水質を改善。この場合、都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき、農業集落排水、漁業集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的に施設の整備を推進する。 （農業集落排水処理人口普及率　平成19年目標：52%） （漁業集落排水処理人口普及率　平成23年目標：概ね６割）	○土地改良長期計画に基づき、農業集落排水施設の整備を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・農業集落排水事業（土地改良長期計画） 【施策の内容】 農業用用排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水施設の整備を推進する。	農村振興局	地域整備課	目標・計画とも適合	適合
		○土地改良長期計画に基づき、水質保全対策を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・水質保全対策事業　等（土地改良長期計画） 【施策の内容】 農業用用排水の水質汚濁に起因する障害を除去し、または農業用用排水施設から公共用水域への排出される水質を改善するため、水質浄化施設等の整備を推進する。	農村振興局	防災課 水利整備課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		○漁港及び漁場等の海域の水質を保全、改善を図るため漁業集落排水施設の整備を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・漁業集落環境整備事業（漁港漁場整備長期計画） ・漁村再生交付金（漁港漁場整備長期計画）	水産庁	防災漁村課	目標・計画とも適合	適合
		○自然エネルギーを利用した水域環境改善事業を推進する。 【施策の内容】 種苗放流や養殖等に活用されている漁港内外の静穏水域内では、外海との海水交流が十分ではないため水質悪化の問題を抱えていることから、水質の改善を図るため自然エネルギーを活用した海水交換手法を検討するとともに、ガイドラインを作成。 （平成１７～１９年度に調査を実施し、平成１９年度にガイドラインを取りまとめ。）	水産庁	整備課	目標・計画とも適合	適合
	【関係５省の連携による健全な水循環系構築に関する取組】 平成10年８月に発足した関係５省（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）により構成される「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」を通じて、水に関する関係省庁が一体となった取組を推進する。	○健全な水循環系の構築に向け、関係省庁間の情報交換及び意見交換、調査・研究の実施並びに施策相互の連携・協力を推進する。 【施策の内容】 水循環の健全化に向けた取組を実践している主体者や行政等を対象として、参考となる事例や知見を示した「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」を平成15年度に作成。それらに基づいて各省庁による情報交換及び意見交換等を行う。	農村振興局 林野庁	地域計画官 治山課	目標・計画とも適合	適合
	【環境保全を重視する農業の推進】 環境負荷の低減と物質循環を促進し、環境保全を重視する農業を推進する。 （エコファーマー認定件数　平成21年度末目標：20万人）	○農業環境規範の普及・定着を推進。 【施策の内容】 新たな食料・農業・農村基本計画に基づき農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき事項を取りまとめ、平成１７年３月に策定した「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を推進。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○環境と調和した持続的な農業生産を推進するための条件整備。 【実施する施策】 強い農業づくり交付金 【施策の内容】 環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設等の整備を支援。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○持続性の高い農業生産方式の導入の促進。 【施策の内容】 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者を認定し（エコファーマー）、金融上の支援や計画達成のための指導・助言などの支援措置を講じることにより、持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○環境負荷の大幅な低減を図る先進的な営農活動を推進 【施策の内容】 農地や農業用水等の資源の保全と一体的に、地域でまとまって化学肥料及び化学合成農薬を５割以上低減する等の先進的な営農活動を支援。	農村振興局	農地整備課	目標・計画とも適合	適合
		○化学肥料、農薬を使用しないことを基本とする有機農業の推進 【施策の内容】 有機農業策推進法に基づき、平成１９年４月末に策定した有機農業の推進に関する基本的な方針について周知徹底に努めるとともに、都道府県における推進計画の策定への働きかけ等を実施。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）の普及推進 【施策の内容】 病害虫の発生予察情報に基づいて、化学的防除、生物的防除および物理的防除を適切に組合せ、環境負荷を軽減しつつ病害虫の発生状況を経済的負担が生じるレベル以下に抑制する総合敵病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）の普及・推進を図るため、作物毎にＩＰＭの実践指標モデルの策定を進める。 また各都道府県は地域の実情に配慮しつつ、実践指標モデルを元に、農業者自らがＩＰＭの達成度をチェックできるＩＰＭ実践指標を策定するとともに、モデル地区地域の育成に取り組む。	消費・安全局	植物防疫課	目標・計画とも適合	適合
	【家畜排せつ物の適正管理】 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜排せつ物の管理の適正化を徹底する。 （「家畜排せつ物法」が平成16年11月１日に本格施行となり、一定規模以上の畜産農家に対し、家畜排せつ物の管理施設の床をコンクリート等の不浸透性素材とし、適当な覆いと側壁を設けることなどその適正化管理を定めた同法の「管理基準」が適応されている。）	○家畜排せつ物処理のための施設等の整備を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・地域バイオマス利活用交付金 ・畜産環境総合整備事業（土地改良長期計画） 【施策の内容】 市町村、農協、営農集団等が行う家畜排せつ物のたい肥化施設等の整備、都道府県、市町村等がたい肥還元用草地の造成・整備等と一体的に行う施設の整備を実施。	生産局	畜産企画課 畜産振興課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
	【持続可能な養殖業の推進】 養殖業による漁場環境の悪化を防止するため、漁場改善計画の策定等を通じて飼料等による水質、底質への負荷の低減を促進する。	○持続的養殖生産・供給を推進する 【実施する施策】 ・養殖漁場環境適正利用推進事業 【施策の内容】 養殖資機材の水域環境に及ぼす影響等の調査・検討、漁場改善計画普及のための検討、養殖業由来の環境負荷を低減するための実用的技術の開発、適正な漁場利用に関する全国規模の調査等を実施。	水産庁	栽培養殖課	目標・計画とも適合	適合
	【藻場・干潟の造成等】 海藻類や貝類等の生息生物による水質浄化等環境保全効果を有する藻場・干潟の保全・造成を推進する。 （平成19～23年度に概ね5,000haを保全・造成）	○「豊かな海の森づくり」関係施策を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・水産基盤整備事業（漁港漁場整備長期計画） ・岩礁域における大規模磯焼け対策促進事業 ・環境・生態系保全活動支援調査・実証事業 【施策の内容】 水産生物の良好な生息生育の場であるのみならず、水質浄化機能を有する藻場・干潟等の保全・創造を強力に推進。 磯焼け対策のプランづくりや効果検証等についての技術的なサポートを行い、大規模な磯焼けの改善事例づくりを行う。また、これらの取組事例から磯焼け対策のノウハウを整理し他地域へ普及することで、磯焼けの全国的かつ効率的な改善を目指す。 また、漁業者を中心とした環境・生態系保全活動を促進する支援方策の確立を目指す。	水産庁	計画課 整備課 企画課	目標・計画とも適合	適合
【健全な大気循環】 ○　植物は光合成により大気中の二酸化炭素を吸収することにより炭素を固定する。これを農林水産物として消費しても正味の二酸化炭素を増加させないカーボン・ニュートラルな性質を持っている。特に、森林・木材は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として地球温暖化対策上重要な役割を果たしている。 ○　一方、二酸化炭素の排出者としての農林水産業、食品産業における排出削減を推進する。また、食料、木材等の生産から流通・消費までの間の排出削減を推進する。	【地球温暖化対策としての森林整備の推進、木材・木質バイオマス利用の推進等】 ①　適切な森林の整備及び保全を推進する。 京都議定書に係る森林吸収目標１３００万炭素トンを達成するため、平成１９年度以降６年間、毎年５５万haの間伐を推進する。	○森林整備保全事業計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、抜き伐りを繰り返しつつ徐々に更新を行う長期育成循環施業（森林整備事業）の積極的な推進により、複層林への誘導・造成を促進する。	林野庁	整備課 業務課	目標・計画とも適合	適合
		○平成１９年度以降６年間、毎年５５万haの追加的な間伐を推進するため、間伐等推進総合対策を推進し、間伐等の実施とその推進のための条件整備、間伐材の利用促進を一体的かつ総合的に取り組む。 【実施する施策（計画等）】 ・治山事業、森林整備事業（森林整備保全事業計画及び京都議定書目標達成計画） ・森林づくり交付金（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画） ・強い林業・木材産業づくり交付金（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画） ・間伐等推進環境整備事業（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画）	林野庁	治山課 整備課 業務課	目標・計画とも適合	適合
		○森林整備保全事業計画に基づき、奥地保安林保全緊急対策（治山事業）を推進する。 【施策の内容】 奥地保安林の荒廃地や荒廃森林において、針広混交林等への森林の再生のための森林整備と簡易かつ効果的な治山施設の整備を緊急に実施。	林野庁	治山課 業務課	目標・計画とも適合	適合
	②　森林整備を通じて供給される国産材の利用を推進する。 （国産材供給・利用量　平成27年目標：23百万m3、平成19年度目標:17,070千m3）	○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、木材産業の体制整備に関する事業及び地域材利用の推進に関する事業を実施し、木材・木質バイオマスの利活用を促進する。 【施策の内容】 地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策第２ステップの着実な推進のため、キャンペーン活動や企業向けセミナーの開催等による地域材実需の拡大、学校等での木材教育活動の実施等総合的な消費者対策を中心とした地域材利用を推進するとともに、品質・性能の確かな乾燥材等を低コストで安定的に供給する「新生産システム」の構築、これまで利用が低位であった間伐材、曲がり材等をボードや集成材等へ加工する「新利用システム」の構築等木材産業の構造改革を促進。	林野庁	木材産業課 木材利用課	目標・計画とも適合	適合
		○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、国産材の安定供給の体制整備に関する事業を実施し、林業の活性化、国産材の利用拡大、木材・木質バイオマスの利活用を促進する。 【実施する施策】 低コスト木材供給体制整備事業 【施策の内容】 提案型施業の普及・定着化、原木供給可能量情報の集積・提供、需給情報のマッチング、低コスト作業システムの開発・普及等の取組を通じて国産材を低コスト生産し、安定的に供給できる体制の整備を推進。	林野庁	企画課 経営課 木材産業課 研究・保全課	目標・計画とも適合	適合
	③　「緑の雇用」等による森林整備の担い手を確保・育成する。	○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、「緑の雇用」等の関係施策を実施し、林業就業者の確保・育成を図る。 【実施する施策】 ・緑の雇用担い手対策事業 ・林業担い手等の育成確保（強い林業・木材産業づくり交付金） 【施策の内容】 緑の雇用担い手対策事業により、Ｕ・Ｉターン者等を含む森林の保全・整備に意欲を有する若者等に対して研修等を実施し林業就業者の確保・育成を図るとともに、リーダーとなる林業就業者の養成、林業労働災害防止のためのセミナー等を実施。	林野庁	経営課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、国民参加の森林づくり活動を推進する。 【実施する施策】 ・森林づくり交付金 ・地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 【施策の内容】 緑化行事の開催、企業やＮＰＯ等の森林整備・保全活動のサポート体制の整備及び活動の評価手法の開発等を通じて「国民参加の森林づくり」を推進。	林野庁	計画課 研究・保全課	目標・計画とも適合	適合
		○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、望ましい林業構造の確立と特用林産の振興を推進する。 【実施する施策】 ・望ましい林業構造の確立（強い林業・木材産業づくり交付金） ・特用林産の振興（強い林業・木材産業づくり交付金） 【施策の内容】 高性能林業機械の導入等による効率的な林業生産体制の早急な確立及び特用林産生産施設の整備等による担い手の定着促進と山村再生を推進。	林野庁	経営課	目標・計画とも適合	適合
	【農林水産業による温室効果ガスの発生抑制のための技術開発】 農林水産業による温室効果ガスの発生を抑制する技術の開発、漁船の省エネルギー技術や集魚灯電の低減（発光ダイオードの利用）の技術開発を促進する。	○地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価及び高度対策技術を開発する。 【施策の内容】 農林水産生態系の炭素循環の解明及びモデルの開発を行い、農林水産生態系からの温室効果ガスの排出削減、炭素吸収源機能を確保するための技術の開発を行うとともに、農林水産分野における温室効果ガス及び気候変動の影響についてのモニタリング及び影響評価を実施する。 また、漁船への代替燃料導入に関する調査研究等、二酸化炭素排出量の削減を実現し漁船の省エネルギー化に資する技術の導入に関する調査研究を実施。	農林水産技術会議事務局 水産庁	研究開発課 研究指導課	目標・計画とも適合	適合
		○省エネルギー技術導入促進事業 【施策の内容】 漁船漁業の省エネルギー化を促進するため、漁業者グループ等が行う省エネルギー技術導入・普及への取組並びに衛星データと漁船からの実測データを用いた漁場探索効率化のための技術開発を支援	水産庁	研究指導課	目標・計画とも適合	適合
	【農林水産業による温室効果ガスの発生抑制】 農林水産業による温室効果ガスの発生を抑制する技術の開発、実証及び漁船の省エネルギー技術や集魚灯電の低減（発光ダイオードの利用）の技術開発を促進する。	○施設園芸脱石油イノベーション推進事業 【施策の内容】 ガス燃焼により発生する電気・熱・二酸化炭素を利用するトリジェネレーションシステム、農業用水を利用した小型水力発電等に対応した施設野菜の生産・出荷体制の導入により、施設園芸の生産・流通における石油消費量の低減を推進。	生産局	園芸課	目標・計画とも適合	適合
	【食品産業における温室効果ガスの発生抑制対策】 物流効率化、省エネルギー対策、燃料転換等により、二酸化炭素の排出削減を推進する。	○物流新技術を活用した食品流通効率化対策を推進する。 【実施する施策】 ・物流管理効率化新技術確立事業 ・卸売市場連携物流最適化推進事業 【施策の内容】 食品流通の効率化を図る観点から、電子タグを活用した新たな物流管理システムの開発、卸売市場流通の再編・効率化を図るための卸売市場間の連携による物流の最適化システムの開発等を支援。	総合食料局	流通課	目標・計画とも適合	適合
		○食品産業温室効果ガス排出削減戦略調査事業 【施策の内容】 食品産業から排出される温室効果ガスについて、その排出構造や排出形態の変化に関する調査・分析を行い、その抑制に向けた手法を検討。	総合食料局	食品産業企画課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
【健全な物質循環】 ○　廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効活用する循環型社会の構築に向けて、自然の恵みによりもたらされ、持続的に再生可能な資源であるバイオマスの　総合的な利活用を「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき推進する。また、地域住民の主体的な取組による地域内物質循環を促進する。 ○　また、環境負荷の低減とたい肥を利用した土づくりによる物質循環を促進し、環境保全を重視する農業を推進する。	【バイオマスの総合的な利活用の推進】 （廃棄物系バイオマス利活用　平成22年目標：80%以上） （未利用系バイオマス利活用　平成22年目標：25%以上）	○バイオマス・ニッポン総合戦略に基づきバイオマスの総合的な取組を推進する。 【実施する施策】 （国産バイオ燃料の利用促進） ・バイオ燃料地域利用モデル実証事業 ・地域バイオマス発見活用促進事業 ・地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発等 （バイオマスタウンの推進） ・地域バイオマス利活用交付金 ・バイオマスタウンモデルプラン作成調査分析事業等 【施策の内容】 (国産バイオ燃料の利用促進) 　バイオ燃料の地域利用モデルの整備と技術実証、地域に眠る未利用のバイオマスの活用を支援するための実地調査や人材育成、資源作物の導入等に向けた技術開発等を実施。これらの取組により、国産バイオ燃料を５年後に単年度５万キロリットル以上導入し、大幅な生産拡大を図る。 （バイオマスタウンの推進） 　バイオマスタウンの実現に向け、バイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備、モデルプランの作成等を実施し、地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援。これらの取組により、2010年までにバイオマスタウンを300程度構築する（4月末現在：97）。	大臣官房	環境バイオマス政策課	目標・計画とも適合 （要検討）	適合
	①家畜排せつ物利用推進。 　家畜排せつ物たい肥の利用 　家畜排せつ物の高度利用	○家畜排せつ物利用のための施設等の整備を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・地域バイオマス利活用交付金 ・畜産環境総合整備事業（土地改良長期計画） 【施策の内容】 　市町村、農協、営農集団等が行う家畜排せつ物のたい肥化施設等の整備、都道府県、市町村等がたい肥還元用草地の造成・整備等と一体的に行う施設の整備を実施。	生産局	畜産企画課 畜産振興課	目標・計画とも適合	適合
	②食品リサイクルの推進等 食品製造業等食品産業から排出される食品副産物・廃棄物について、安全性を確保しつつ飼料や肥料等の再資源化を推進する。 （個々の事業者の再生利用等の実施率　平成18年目標：20%以上） （改正食品リサイクル法に基づく新たな実施率目標において、平成１９年度は基準年と位置付けられ、平成２０年度以降、基準年の実績をもとに、毎年度の目標が事業者ごとに置かれる見込み）	○食品循環資源経済的処理システム実証事業を実施する。 【施策の内容】 　より効率的な食品リサイクルを目指す実験的な地域の取組等を国が直接採択して経済性を実証し、小規模事業者や店舗等地域における新たな食品リサイクルのビジネスモデルを提示。	総合食料局	食品産業企画課	目標・計画とも適合	適合
		○食品資源循環形成推進事業を実施する。 【施策の内容】 　食品リサイクルの優良な取組、リサイクル製品の第三者機関による評価・認証の仕組みやルールづくりの検討、試行を行う。また、食品リサイクル制度の見直し内容についての普及啓発を支援。	総合食料局	食品産業企画課	目標・計画とも適合	適合
		○エコフィード（食品残さの飼料化）を推進する取組を実施する。 【施策の内容】 　食品副産物等のリサイクル原料の飼料利用を推進するため、全国レベル及び地方ブロックレベルで整備した推進会議等を母体に、消費者等への広報活動、関係者の人的ネットワークの構築・理解の醸成等を図るとともに、広域的な飼料化施設整備について支援する。	生産局	畜産振興課	目標・計画とも適合	適合
	③　木質バイオマスの利用の推進 　未利用木質バイオマスのエネルギー利用を推進する。	○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を推進する。 【実施する施策】 ・木質バイオマス利用促進整備 　（強い林業・木材産業づくり交付金） 【施策の内容】 　地域の未利用木質資源の利用を促進するため、林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材や木質バイオマスエネルギー利用施設等のモデル的な整備を実施。	林野庁	木材利用課	目標・計画とも適合	適合
	④　地域内物質循環の促進 食品廃棄物等身近なリサイクル、家畜排せつ物のたい肥利用、エネルギー利用等地域住民の主体的な取組による地域内物質循環を促進する。	○バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき地域での取組を円滑に推進するための条件整備を推進する。 【実施する施策】 ・革新的な研究・技術開発の推進（地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発等） ・人材の育成、シンポジウムの開催等（バイオマス・ニッポン総合戦略高度化推進事業） 【施策の内容】 　国産バイオ燃料への利用促進に向けた資源作物の育成と低コスト栽培法等の開発、低コスト・高効率なエタノール変換技術の開発、バイオマスの燃料利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス利用モデルの構築等を重点的に実施するとともに、農林水産バイオマスの特性を活かしたバイオマスマテリアル製造技術の開発を実施。 （バイオマスタウンの推進）再掲 ・地域バイオマス利活用交付金 ・バイオマスタウンモデルプラン作成調査分析事業等 【施策の内容】 （バイオマスタウンの推進） 　バイオマスタウンの実現に向け、バイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備、モデルプランの作成等を実施し、地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援。これらの取組により、2010年までにバイオマスタウンを300程度構築する（4月末現在：97）。	大臣官房 農林水産技術会議事務局	環境バイオマス政策課 研究開発課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		○循環型社会に対応した漁村づくりを推進する。 【実施する事業】 ・漁場環境保全創造事業 ・漁業集落環境整備事業 ・強い水産業づくり交付金 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 【施策の内容】 風力等の自然エネルギー、バイオマス資源等を活用し、循環型社会に対応した漁村づくりを推進するため、関連事業を総合的・効率的に推進。	水産庁 大臣官房	防災漁村課 企画評価課	目標・計画とも適合	適合
	【環境保全を重視する農業の推進】 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（環境保全型農業）を推進する。 都道府県の施肥基準について、作物の種類、土壌条件等に応じて窒素収支の適正化を図る観点等に配慮した見直しを促進する。また、防虫ネット等を用いた物理的な防除や天敵等を用いた生物的な防除などと化学合成農薬の使用低減とを組み合わせた総合的病害虫群管理（ＩＰＭ）の普及に向けた指導指針の策定を促進する。これら指針に基づき、環境保全を重視する多様な農業を促進する。 （エコファーマー認定件数　平成21年度末目標：20万人）	○農業環境規範の普及・定着を推進。 【施策の内容】 新たな食料・農業・農村基本計画に基づき農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき事項を取りまとめ、平成１７年３月に策定した「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を推進。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○施肥基準の見直しの促進 【施策の内容】 農業環境規範と併せて都道府県知事に通知した「施肥基準の策定・見直しの指針」に基づき、各都道府県の定める施肥基準について、施肥に伴う環境負荷低減を図るよう見直しを推進。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○環境と調和した持続的な農業生産を推進するための条件整備。 【実施する施策】 強い農業づくり交付金 【施策の内容】 環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設等の整備を支援。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○持続性の高い農業生産方式の導入の促進。 【施策の内容】 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者を認定し（エコファーマー）、金融上の支援や計画達成のための指導・助言などの支援措置を講じることにより、持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○環境負荷の大幅な低減を図る先進的な営農活動を推進 【施策の内容】 農地や農業用水等の資源の保全と一体的に、地域でまとまって化学肥料及び化学合成農薬を５割以上低減する等の先進的な営農活動を支援。	農村振興局	農地整備課	目標・計画とも適合	適合
		○化学肥料、農薬を使用しないことを基本とする有機農業の推進 【施策の内容】 有機農業策推進法に基づき、平成１９年４月末に策定した有機農業の推進に関する基本的な方針について周知徹底に努めるとともに、都道府県における推進計画の策定への働きかけ等を実施。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）の普及推進 【施策の内容】 病害虫の発生予察情報に基づいて、化学的防除、生物的防除および物理的防除を適切に組合せ、環境負荷を軽減しつつ病害虫の発生状況を経済的負担が生じるレベル以下に抑制する総合敵病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）の普及・推進を図るため、作物毎にＩＰＭの実践指標モデルの策定を進める。 また各都道府県は地域の実情に配慮しつつ、実践指標モデルを元に、農業者自らがＩＰＭの達成度をチェックできるＩＰＭ実践指標を策定するとともに、モデル地区地域の育成に取り組む。	消費・安全局	植物防疫課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
【健全な農山漁村環境の保全】 都市と農山漁村の共生・対流、自然とのふれあいの場の提供、生物多様性・多様な生態系の保全を推進する。	【都市と農山漁村の共生・対流、自然とのふれあいの場の提供】 都市と農山漁村がお互いの地域の魅力を分かち合うよう、「人・もの・情報」の行き来の促進に向けて、 ・農山漁村の豊かな自然や景観等の資源の活用により、都市との交流を進めるグリーン・ツーリズム、 ・里地・里山等居住地近くに拡がる農地や森林の、自然とのふれあいの場、レクリエーションの場としての活用、 ・都市生活者に対して、緑地空間としてのやすらぎの場や自然とのふれあい・交流の場等を提供する都市農業を推進する。	○都市と農山漁村の共生・対流を促進する。 【実施する施策】 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金　等 【施策の内容】 グリーン・ツーリズムを通じた都市と農山漁村の交流を促進するため、都市住民への農山漁村の情報提供と農山漁村での受入体制の整備等を推進するとともに、都市部においてやすらぎの場や交流の場を提供するための市民農園の整備等を推進する。	農村振興局 大臣官房	農村政策課 企画評価課	計画は適合 目標は要監視	注意
		○土地改良長期計画に基づき、農村地域の総合的整備を推進する。 【実施する施策】 ・村づくり交付金　等 【施策の内容】 地域の創意と工夫を活かした村づくりを支援する「村づくり交付金」などにより、活力ある農村地域の発展を推進するため、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施する。	農村振興局	地域整備課 水利整備課 事業計画課	目標・計画とも適合	適合
		○地域の創造力を活かした個性ある農山漁村づくりを図るとともに、美しい景観形成の観点も含めた整備を実施することにより、魅力ある農山漁村づくりを推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・農業生産基盤整備推進調査のうち景観との調和に配慮した基盤整備推進調査 ・景観との調和に配慮した基盤整備推進調査 ・森林づくり交付金（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画） ・法定森林病害虫等駆除事業（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画） ・森林害虫駆除事業委託（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画） ・保安林整備事業委託費（全国森林計画及び京都議定書目標達成計画） ・森林ＧＩＳデータ基盤整備費（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画） ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ・漁港環境整備事業（漁港漁場整備長期計画） ・海岸環境整備事業（社会資本整備重点計画）	農村振興局 林野庁 水産庁 大臣官房	事業計画課 研究・保全課 整備課 治山課 計画課 防災漁村課 企画評価課	目標・計画とも適合	適合
	【生物多様性、多様な生態系の保全】 ①　優れた自然環境を有する森林の維持・保存。 自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な森林については、「森林と人との共生林（自然維持タイプ）」に区分し、自然環境の保全を優先した管理経営を実施する。 ②　自然環境を重視したむらづくり。 農業農村整備事業の実施に際して、環境との調和への配慮を進め、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な生態系や景観等を形成・維持することにより、地域の二次的自然の保全・回復を図り、地域の生物多様性の保全に向けた取組を推進する。 また、農村地域において、地域住民、ＮＰＯ等の参加を得た田園自然環境の保全・再生活動の支援等の自然再生関連施策を推進するとともに、水田周辺地域の生態系の現状を把握する「田んぼの生きもの調査」を実施。 また、農林水産省本省及び地方機関において、環境省自然環境部局と連携・協力した施策を推進する。	○国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき、優れた自然環境を有する森林の維持・保存等、公益的機能の発揮を旨とした管理経営を推進する。 【施策の内容】 国有林野の管理経営にあたり、個々の森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に類型化し、各々の区分に応じて適切に管理経営を実施。 特に自然環境の維持、動植物の保護等を図る上で重要な森林については「森林と人との共生林（自然維持タイプ）」に区分し、自然環境の保全を第一とした管理経営を推進。	林野庁	経営企画課	目標・計画とも適合	適合
		○里山の優れた自然環境の保全を図るため、里山林再生総合対策を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・治山事業、森林整備事業（森林整備保全事業計画及び京都議定書目標達成計画） ・特用林産の振興（強い林業・木材産業づくり交付金）（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画） ・地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画） ・上下流連携いきいき流域プロジェクト（森林・林業基本計画） 【施策の内容】 森林整備事業や治山事業をはじめ、ＮＰＯ等の多様な主体による森林づくりや利用活動、竹材の利用の推進等により、里山林の再生・整備を推進。	林野庁	計画課 治山課 整備課 経営課 研究・保全課	目標・計画とも適合	適合
		○農村地域の二次的自然の保全・回復を図り、良好な生態系や景観等を形成・維持する観点から、環境との調和に配慮した農業農村整備事業を推進する。 【実施する施策】 ・環境配慮の評価手法等検討調査　等 【施策の内容】 農村生態系の定量的評価手法等の検討を行い、調査計画や施工の手法の充実を図る。また農村地域の環境保全に関する基本計画の策定を推進することにより、農業農村整備事業における環境との調和への配慮の取り組みを進める。	農村振興局	事業計画課 資源課 農地整備課	目標・計画とも適合	適合
		○自然環境を重視したむらづくりを図るため、自然再生関連施策を推進する。 【実施する施策】 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金　等 【施策の内容】 地域の自主性と創意工夫により、農山漁村の活性化を図る計画を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」などにより、健全で豊かな自然環境の保全・再生と活力ある農業が調和した美しいむらづくりに向けて、田園自然再生関連対策を実施する。	農村振興局 大臣官房	地域整備課 資源課 事業計画課 企画評価課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		○水田周辺地域の生態系の現状を把握する「田んぼの生きもの調査」を引き続き実施する。	農村振興局	地域計画官	目標・計画とも適合	適合
		○農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る。 【実施する施策（計画等）】 ・農地・水・環境保全向上対策（食料・農業・農村基本計画及び経営所得安定対策等大綱） 【施策の内容】 農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動を、地域住民を始めとする多様な主体の参画を得てこれらを総合的・一体的に実施する活動を支援する。	農村振興局	農地整備課	目標・計画とも適合	適合
	③　農業生産活動に伴う環境負荷の低減。 農業生産活動に伴う環境負荷の低減を通じ、生物多様性、多様な生態系の維持等自然環境の保全に努める。 （エコファーマー認定件数　平成21年度末目標：20万人）	○農業環境規範の普及・定着を推進。 【施策の内容】 新たな食料・農業・農村基本計画に基づき農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき事項を取りまとめ、平成１７年３月に策定した「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を推進。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○環境と調和した持続的な農業生産を推進するための条件整備。 【実施する施策】 強い農業づくり交付金 【施策の内容】 環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設等の整備を支援。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○持続性の高い農業生産方式の導入の促進。 【施策の内容】 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者を認定し（エコファーマー）、金融上の支援や計画達成のための指導・助言などの支援措置を講じることにより、持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○環境負荷の大幅な低減を図る先進的な営農活動を推進 【施策の内容】 農地や農業用水等の資源の保全と一体的に、地域でまとまって化学肥料及び化学合成農薬を５割以上低減する等の先進的な営農活動を支援。	農村振興局	農地整備課	目標・計画とも適合	適合
		○化学肥料、農薬を使用しないことを基本とする有機農業の推進 【施策の内容】 有機農業策推進法に基づき、平成１９年４月末に策定した有機農業の推進に関する基本的な方針について周知徹底に努めるとともに、都道府県における推進計画の策定への働きかけ等を実施。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）の普及推進 【施策の内容】 病害虫の発生予察情報に基づいて、化学的防除、生物的防除および物理的防除を適切に組合せ、環境負荷を軽減しつつ病害虫の発生状況を経済的負担が生じるレベル以下に抑制する総合敵病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）の普及・推進を図るため、作物毎にＩＰＭの実践指標モデルの策定を進める。 また各都道府県は地域の実情に配慮しつつ、実践指標モデルを元に、農業者自らがＩＰＭの達成度をチェックできるＩＰＭ実践指標を策定するとともに、モデル地区地域の育成に取り組む。	消費・安全局	植物防疫課	目標・計画とも適合	適合
	④　海の森づくり。 多様な水産生物にとって良好な生息・生育の場である藻場・干潟は、水質浄化等の機能を有するとともに、二酸化炭素固定により地球温暖化対策にも寄与するものであり、その保全・造成等による「海の森づくり」を積極的に推進する。	○「豊かな海の森づくり」関係施策を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・水産基盤整備事業（漁港漁場整備長期計画） ・岩礁域における大規模磯焼け対策促進事業 ・環境・生態系保全活動支援調査・実証事業 【施策の内容】 水産生物の良好な生息生育の場であるのみならず、水質浄化機能を有する藻場・干潟等の保全・創造を強力に推進。 磯焼け対策のプランづくりや効果検証等についての技術的なサポートを行い、大規模な磯焼けの改善事例づくりを行う。また、これらの取組事例から磯焼け対策のノウハウを整理し他地域へ普及することで、磯焼けの全国的かつ効率的な改善を目指す。 漁業者を中心とした藻場・干潟等の環境・生態系保全活動を促進する支援手法の確立を目指す。	水産庁	計画課 整備課 企画課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
	⑤　資源の適正管理による海洋生物資源の持続的利用。 　資源回復計画を着実に実施することにより、海洋生物資源を持続的に利用していく。 （資源回復計画作成後、半年以内にその回復計画に基づく漁獲努力量削減実施計画を策定することとし、その達成率が１００％となることを目標とする。）	○資源管理体制・機能強化総合対策を推進する。 【実施する施策】 　強い水産業づくり交付金 【施策の内容】 　水産資源の維持・増大や合理的な利用を促進するため、ＴＡＣ・ＴＡＥの管理体制の整備、資源回復計画の作成・普及、量・質・コストを一体的にとらえた取組の推進等の施策を実施。	水産庁	管理課	計画は適合、目標は要監視	注意
		○我が国周辺水域資源調査等を実施する。 【施策の内容】 　我が国周辺水域における主要な水産資源の動向を的確に把握するため資源調査の充実を図り、海洋環境等の変動要因を考慮したより精度の高い資源評価を行うとともに、新たに大陸棚の拡大が見込まれる水域における生物資源調査を実施し、科学的知見に基づく適切な資源管理･回復及び持続的利用にむけた取組を推進。	水産庁	漁場資源課	計画は適合、目標は要監視	注意
		○国際資源調査等を実施する。 【施策の内容】 　国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献するため、公海及び外国排他的経済水域等において漁獲される国際漁業資源について、科学的知見に基づく適切な資源管理を実施するために必要な資源調査等を実施する。	水産庁	漁場資源課	計画は適合、目標は要監視	注意
	⑥　遺伝子組換え農作物等の使用等の規制による生物多様性の確保 遺伝子組換え農作物等による生物多様性への悪影響を防止するため、その使用等の規制を的確に実施する。	○遺伝子組換え農作物等の使用等の承認及び取締を実施する。 【施策の内容】 　遺伝子組換え農作物等の栽培等による野生動植物への悪影響を防止するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき、生物多様性影響評価を実施してその使用等の承認をするほか、未承認の遺伝子組換え農作物等を検出するための検査を実施。	消費・安全局	農産安全管理課	目標・計画とも適合	適合
		○遺伝子組換え農作物実態調査を実施する。 【施策の内容】 　遺伝子組換え農作物の生産・流通の実態を適切に把握するため、輸入港やその周辺の幹線道路におけるこぼれ落ちや生育等の実態調査を実施する。	消費・安全局	農産安全管理課	目標・計画とも適合	適合
【試験研究・技術開発】	【環境保全を重視する農林水産業のための技術開発】 　環境負荷の低減に資する次のような農林水産技術の開発を推進する。 ・土壌・養分管理技術の高度化 ・病害虫・雑草・野生鳥獣等の総合的管理技術 ・環境負荷物質の動態解明と制御技術 ・より高度な病害虫抵抗性品種の育成等 　また、遺伝子組換え体の環境に対する安全性評価手法の開発を推進する。 ○生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発（目標：平成２０年度末） ・化学合成殺虫剤使用量削減（現行の５０～８０％減） ・化学合成殺菌剤使用量削減(現行の３０～８０％減) ・除草剤削減（現行の３０～８０％減） ・リン酸施肥量削減(現行の２０％減) ・窒素施肥量削減（現行の１０～５０％減）	○生物機能を活用した環境負荷低減技術を開発する。 【施策の内容】 　農業が環境に与える負荷低減を図るため、栽培植物自身が有する機能や生物間の相互作用といった生物機能を活用した病害虫防除技術、養分吸収促進技術を開発するとともに、それら技術を効果的に実施するためのセンシング技術を開発する。	農林水産技術会議事務局	研究開発課	目標・計画とも適合	適合
		○病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立事業及びIPM技術評価基準策定事業を推進する。 【実施する施策】 ・病害虫の防除の推進のうち病害虫防除農薬環境リスク低減技術（食の安全・安心確保交付金） ・周辺作物飛散影響防止対策基準策定（委託費） ・土壌病害虫防除基準策定（委託費） ・省力的散布基準策定（委託費） 【施策の内容】 　農薬による防除のみならず、より環境に調和した防除が期待できる天敵やフェロモン等の利用の促進や静電散布技術等の新たな防除技術体系の確立を行う。また、農業者等が、環境に配慮したIPM(総合的病害虫・雑草管理）を効果的かつ安全に実践するため、確立した防除技術をもとに、周辺作物等に対する農薬飛散影響を低減しうる散布基準・ガイドライン等の策定、土壌消毒技術における環境負荷低減に資する評価基準等の策定、農薬の空中散布を有効利用し、化学合成農薬の使用低減を図るための散布基準の策定を行う。	消費・安全局	植物防疫課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		○遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究を推進する。 【施策の内容】 生物多様性影響評価に必要な新たな遺伝子組換え生物に関する科学的知見の集積、検出技術や遺伝子拡散防止技術など遺伝子組換え作物の安全・信頼の確保のための管理技術の開発、交雑リスクを低減させる栽培技術など一般作物との共存のための技術開発等を行う。	農林水産技術会議事務局	技術安全課	目標・計画とも適合	適合
		○水産業振興型技術開発事業を推進する。 【施策の内容】 二酸化炭素排出量を削減にし省エネルギー化を現実する技術の漁船への導入を行うとともに機能性食品の開発やプラスティック化、燃料化など海洋バイオマス利活用技術の開発等を実施。	水産庁	研究指導課	目標・計画とも適合	適合
		○漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業を推進する。 【施策の内容】 海洋深層水を活用した海洋肥沃化システムの実用化に向けた検討、多様な環境特性に対応したアサリ等二枚貝資源の増殖支援技術の開発等を実施。	水産庁	研究指導課	目標・計画とも適合	適合
	【物質循環の促進のための技術開発】 農林水産物の残さ、家畜排せつ物、食品廃棄物等の有機性資源の原材料化、木材の有効利用、バイオマスエネルギー利用技術の開発等の有機性資源循環利用技術の開発を推進する。	○地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発。 【施策の内容】 国産バイオ燃料への利用促進に向けた資源作物の育成と低コスト栽培法等の開発、低コスト・高効率なエタノール変換技術の開発、バイオマスの燃料利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス利用モデルの構築等を重点的に実施するとともに、農林水産バイオマスの特性を活かしたバイオマスマテリアル製造技術の開発を実施。	農林水産技術会議事務局	研究開発課	目標・計画とも適合	適合
		○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、木材の有効利用のための技術開発を推進する。 【実施する施策】 住宅分野への地域材供給支援事業 木製道路施設普及促進のための技術開発事業 【施策の内容】 地域材の新たな利用の拡大に向け、マンションの内装材等の新たな製品・技術の開発と普及促進に対して支援するとともに、汎用性の高い低コスト木製ガードレール等の開発とその普及に対して支援。	林野庁	木材産業課	目標・計画とも適合	適合
	【地球環境問題等への対応】 農林水産業由来の温暖化ガスの発生抑制等生態系や地球環境に及ぼす影響の低減技術の開発、地球規模の環境変動が農林水産業に及ぼす影響の評価・解明と対策技術の開発を推進する。	○地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価及び高度対策技術を開発する。 【施策の内容】 農林水産生態系の炭素循環の解明及びモデルの開発を行い、農林水産生態系からの温室効果ガスの排出削減、炭素吸収源機能を確保するための技術の開発を行うとともに、農林水産分野における温室効果ガス及び気候変動の影響についてのモニタリング及び影響評価を実施する。	農林水産技術会議事務局	研究開発課	目標・計画とも適合	適合
【環境教育・食育の推進】	【環境教育・食育の推進】 農林水産物などの素材、「田んぼ」、水路などの水辺環境や森林・海辺を遊びや学びの場として活用した環境教育や、食育を推進するため、人づくりや地域における学習活動等を促進する。	○食育を推進する。 【実施する施策】 ・にっぽん食育推進事業 ・地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進（食の安全・安心確保交付金） 【施策の内容】 外食産業や小売業等における「食事バランスガイド」を活用したモデル的取組の促進や都市部の児童・生徒を対象とした体験学習等を通じた、米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発、多様な媒体等を活用した「食事バランスガイド」の普及・啓発、シンポジウムの開催などにより、食育を推進	消費・安全局	消費者情報官	目標・計画とも適合	適合
		○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、木材を活用した環境教育を推進する。 【実施する施策】 木材利用に関する教育活動(木育）の推進 【施策の内容】 地球温暖化防止に向けた木材利用推進の意義を普及するための活動を実施。	林野庁	木材利用課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		○森林環境教育を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・森林の多様な利用・緑化の推進（森林づくり交付金）（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画） ・森林環境教育推進総合対策事業（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画） ・学校林整備・活用推進事業（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画） ・地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業（森林・林業基本計画、京都議定書目標達成計画） ・林業後継者活動支援事業（森林・林業基本計画） 【施策の内容】 森林環境教育活動の拡大と内容の充実を図るため、人材育成、プログラム作り、学校林の整備・活用とモデル学校林の設定等を推進するとともに、森林体験活動や林業体験学習の場となる森林・施設の整備を実施。 緑化行事の開催、企業やＮＰＯ等の森林整備・保全活動のサポート体制の整備及び活動の評価手法の開発等を通じて「国民参加の森林づくり」を推進。	林野庁	計画課 研究・保全課	目標・計画とも適合	適合
		○海辺体験活動等の環境教育を推進する。 【実施する施策】 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ・漁港環境整備事業（漁港漁場整備長期計画） ・海岸環境整備事業（社会資本整備重点計画） 【施策の内容】 子供たちの漁業体験活動等を行う場として、体験交流施設等の整備を実施。	水産庁 大臣官房	防災漁村課 企画評価課	目標・計画とも適合	適合
【事業実施段階等における環境保全・環境配慮の取組の推進】	【農林水産公共事業】 ①農業農村整備事業の事業実施段階等において環境との調和に配慮した取組を実施する。	○「環境との調和に配慮していること」を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。	農村振興局	事業計画課、総務課、水利整備課、農地整備課、地域整備課、防災課	目標・計画とも適合	適合
	②海岸事業の事業実施段階等において環境との調和に配慮した取組を実施する。	○「環境との調和に配慮していること」を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。	農村振興局	事業計画課、防災課	目標・計画とも適合	適合
	③治山事業・森林整備事業の事業実施段階等において環境保全・環境配慮の取組を実施する。	○「自然環境、景観との調和」を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。	林野庁	計画課 整備課 治山課 業務課	目標・計画とも適合	適合
	④水産関係公共事業の事業実施段階等において環境保全・環境配慮の取組を実施する。	○「自然環境、景観との調和」を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。また、「水産基盤整備事業における環境配慮ガイドブック」（H15.3）、「施工環境マニュアル」（H17.6）により、調査、計画、実施の各段階での環境配慮の取組を推進する。	水産庁	計画課 整備課	目標・計画とも適合	適合
	⑤草地畜産基盤整備事業において、環境配慮の取組を推進する。	○「環境との調和に配慮していること」を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。	生産局	畜産振興課	目標・計画とも適合	適合
	【その他の事業】 ①強い農業づくり交付金(産地競争力の強化)及び農業・食品産業競争力強化支援事業（未来志向型技術革新対策事業）について、事業の実施にあたり、環境配慮の取組の促進を図る。	○「農業環境規範のクロス・コンプライアンス」を導入する。（事業実施主体は、事業実施状況報告の報告期間中に１回以上、整備した施設等を利用する生産者から点検シートの提出を受ける。）	生産局	総務課（生産推進室） （農産振興課）	目標・計画とも適合	適合
	②強い農業づくり交付金（経営力の強化）及び広域連携アグリビジネスモデル支援事業について、事業の実施にあたり、環境配慮の取組の促進を図る。	○「農業環境規範のクロス・コンプライアンス」を導入する。（事業実施主体は、事業実施状況報告の報告期間中に１回以上、整備した施設等を利用する生産者から点検シートの提出を受ける。）	経営局	構造改善課	目標・計画とも適合	適合
	③アイヌ農林漁業対策事業について、自然環境との調和に配慮して事業を実施する。	○北海道アイヌ居住地区を対象として、アイヌの文化や伝統を継承し、振興することを目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成９年法律第５２号）」等を踏まえ、事業の実施にあたっては、アイヌ文化の根源である地域の自然や環境への配慮を行うことを前提とする。	経営局	構造改善課	目標・計画とも適合	適合

評価基準

「監視・測定結果」	「達成の評価」
・目標・計画とも適合	適合
・目標・計画とも適合（要検討）	適合
・計画は適合、目標は要監視	注意
・目標不適合	不適合
・計画不適合	不適合
・目標・計画とも不適合	不適合